

第429回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 2 9 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和元年11月26日
2. 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
3. 開会時刻 午前 9時30分
4. 閉会時刻 午前 11時00分
5. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 秀 夫
6. 議長の氏名 農業委員会会長 石川 秀 夫
7. 委員出席者数 15名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田 純一	出		10	塩野 謙吉	出	
2	中野 一明	出		11	渋谷 武	欠	
3	矢部 節	出		12	石川 秀夫	出	
4	吉崎 一行	出		13	栗原 明	出	
5	鈴木 一	出		14	今野 英子	出	
6	関根 誠	出		15	山田 哲也	欠	
7	長岡 清	出		16	粕谷 貞夫	出	
8	須賀 庄次郎	出		17	米原 民子	出	
9	内田 光夫	出					

8. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	宇津克巳	主事補	飯島佑加
副事務局長	石田秀樹		
副主幹	廣川慎司		
主査	榎本亮太		
主事	山本和慶		

10. 産業観光部農政課職員

職	氏名	職	氏名
課長	小野寺雅樹		
主事	竹見弘樹		

11. 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和元年11月26日第429回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

12. 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 関根 誠

委員 長岡 清

委員 須賀 庄次郎

13. 議決事項及び議事の要領

報 告 第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書10月分について報告する。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計10件、13筆。農地改良届については、合計10件、13筆。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計2件、4筆。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計1件、12筆。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計11件、11筆。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計19件、89筆の届出があった。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議 案 第 1 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「本議案の整理番号5番と6番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号5番と6番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号5番と6番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。整理番号5番は、1筆、863㎡、整理番号6番は、2筆、1,678㎡で、それぞ

れ2年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在71歳で、農業従事日数は、年間250日、家族と共に約473アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、整理番号5番は約600m、整理番号6番は約800mである。以上のことから、整理番号5番と6番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号5番と6番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第1号整理番号5番と6番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号1番から事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数7件、総筆数25筆、総面積27,770㎡について申請があった。『使用貸借権設定』が6件、『賃借権設定』が1件である。11月総会で審議する申出は『新規』における『使用貸借権設定』及び『賃借権設定』で、令和元年12月15日から契約期間が設定されるものになる。今回の申出は、全て借り手の要件を満たしている。新規の申出のため、借り手の経営状況について読み上げる。整理番号1番は、5筆、5,085㎡で、約3年の賃借権設定の申出である。借受人は、現在38歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約305アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約1.7kmである。整理番号2番は、1筆、925㎡で、約3年の使用貸借権設定の申出である。こちらの案件は、平成30年度遊休農地対象となっていた農地である。利用意向調査の結果、

所有者から貸付したいとの意見があったため、遊休農地解消活動・活用に向けた有効利用への取組により、地元の農業委員によって、当該農地の隣接する耕作者等へ借受けの意向を確認した。結果、営農意欲がある地域の農業者へ利用集積することとなった。借受人は、現在58歳で、世帯の合計従事日数は年間150日以上、家族と共に約124アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約400mである。整理番号3番は、1筆、254㎡で、約10年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在71歳で、農業従事日数は年間280日、家族と共に約146アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約300mである。整理番号4番は、3筆、2,826㎡で、約3年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在38歳で、農業従事日数は年間160日、家族と共に約147アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約300mである。整理番号7番は、12筆、16,139㎡で、約10年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在25歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約218アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約300mである。以上のことから、先ほど審議した整理番号5番と6番を除く、整理番号1番から7番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号5番と6番を除く、整理番号1番から7番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の

挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議 案 第 2 号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数5件、筆数21筆、面積13,993㎡についての申請があった。整理番号1番については、親から子への同一世帯内の贈与で、2筆1,843㎡の申請である。譲受人は、現在47歳で、世帯の合計従事日数は、年間150日以上、家族と共に約112アールの農地を耕作する農家である。今回父親が所有する農地を譲り受け、農業経営意欲の向上を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約3kmである。整理番号2番については、8筆7,984㎡の申請である。申請地は4名の共有名義であり、その内2名は遠方に住んでおり、耕作ができないため、2名の持分を1名に移転するものである。譲受人は、現在99歳と現在76歳と現在44歳で、世帯の合計従事日数は、年間150日以上、家族と共に約219アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約500mである。整理番号3番については、親から子への同一世帯内の贈与で、1筆704㎡の申請である。譲受人は、現在44歳で、世帯の合計従事日数は、年間150日以上、家族と共に約219アールの農地を耕作する農家である。今回父親が所有する農地を譲り受け、農業経営意欲の向上を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約350mである。整理番号4番については、経営拡張のため所有権移転。9筆2,890㎡の申請である。譲受人は、現在69歳で、農業従事日数は年間150日、約57アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約50mである。整理番号5番につい

ては、経営拡張のため所有権移転で、1筆572㎡の申請である。譲受人は、現在66歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約244アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約500mである。以上のことから、整理番号1番から5番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告する。整理番号4番は9筆、2,890㎡の申請があった。11月23日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、昭和25年[REDACTED]生まれの現在69歳で小柄だが元気な方である。57アールの農地を耕作している。申請地は取得後、ブルーベリー、キウイ、いちじくなどを栽培する予定である。また、申請地は長年耕作放棄地であった。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から5番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議 案 第 3 号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案については、件数3件、筆数3筆、面積1478㎡につ

いての申請である。整理番号1番については、飼料置場に使用のため1筆、600㎡の申請である。申請人は代々酪農業を営んでいる。現在、申請人が所有する飼料置場がないことから、購入元である飼料店で保管してもらっている状態である。牛舎から飼料店までの距離が遠いこと、また飼料の搬入も回数を要することで効率が悪く、経営に支障を来している状態である。そこで、牛舎から近い適地を探していたところ申請地が適地であると考え、今回の申請に至った。農地区分については第3種農地であると考えられる。整理番号2番については、太陽光発電設備設置のため、1筆、644㎡の申請である。この申請は、令和元年9月26日開催の第427回総会の議案第4号で審議し、不許可相当であると農業委員会の意見が付され、令和元年10月17日付けで埼玉県から不許可処分となった案件の再申請となる。申請人は、予めから再生可能エネルギーに興味を持っていた。そんな折に太陽光発電の存在を知り、設置すれば環境にやさしい社会作りに貢献できると考え、太陽光発電設備の設置を計画した。そこで日光を遮断する障害物がない申請地が適地と考え、太陽光発電装置を設置するとの申請である。太陽光パネルは222枚を設置、発電出力49.50kWであり、発電で得られた電力の全量を電力会社へ売電する計画である。農地区分については第1種農地であると考えられる。なお、第1種農地の転用に関しては原則不許可である。今回の転用目的は太陽光発電設備の設置であるため不許可の例外に該当しないと考えられる。まず、事務局が第1種農地であると判断した経過について説明する。別冊「農地転用関係資料」の4-1①は申請地の位置を示している。次ページ、②は申請地周辺の具体的な農地の広がりを示している。御覧のとおり、南側に地続きで農地が広がる状況である。次ページ、③は申請地を含む全体的な農地の広がりを示している。御覧のとおり、ページの右下、南東方向に住宅街があるが、その住宅街まで南側に農地が広がる状況である。第1種農地であると判断する基準の10ヘクタール、10万㎡の面積を上回る農地の集団であることがわかる。10ヘクタールは具体的には1反の田が100枚分以上地続きで広がる場所となる。よって、第1種農地と判断する。

さらに、その他種別農地の検討となるが、第2種農地判断の要件として、1. 相当数の街区を形成している区域内にある農地、2. 最寄り駅から半径1 km以内の区域内にある農地、3. 宅地化の状況が住宅若しくは事業の用に供する施設又は公共施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域の規模が概ね10 ha未満である農地、になるが、以上3点の要件に全て該当しないこと。また、第3種農地判断の要件として、1. 申請地の道路沿道に上水道、下水道、ガス管のうち2つ以上が埋設されており、かつ500 m以内の範囲に公共施設が2か所以上存在する農地、2. 最寄り駅・インターチェンジから半径300 m以内の区域内にある農地、3. 住宅・事務所等の施設が連たんしている区域に点々と散在している農地、4. 街区の面積に占める宅地率が40パーセントを超える農地、5. 用途区域・土地区画整理事業の施行に係る区域内の農地、になるが、以上5点の要件に全て該当しないこと。このことから、今回の申請地については令和元年9月26日開催の第427回総会の議案第4号で審議した結論と同様、第1種農地と判断する。なお、申請人の代理人から申請地は第3種農地で見ることができるのではないかという説明を受けたが、現時点では県との協議において第3種農地としては見ることができず、埼玉県は第1種農地であるとの見解を示している。整理番号3番については、住宅新築のため1筆、234㎡の申請である。申請人は現在借家にて暮らしているが、現在の住まいが手狭であることから住宅の建築を計画した。そこで、もともと住んでいた家の近くに所有農地があることから申請地が適地と考え、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。以上のことから、整理番号2番を除く、整理番号1番と3番については、それぞれ、立地基準および一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。そして、整理番号2番については農地法第4条第6項第1号ロに定める「集団的に存在する農地その他

の良好な営農条件を備えている農地」、また農地法施行令第5条第1号に定める「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当すると考えられ、また先ほど述べたように第2種・第3種農地にも該当せず立地基準を満たさないことから、総合意見として不許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、調査報告を行う。事務局の説明にもあったとおり、11月21日に現地を確認したところ、申請地から南側に10ヘクタール以上農地のつながりがみられるため、立地基準としては第1種農地に該当する場所と考えられる。また、事務局から、現段階において県との協議の中で「許可になる見込みが難しい」との見解があったそうである。以上のことから、委員会としても不許可相当の意見を付すべきではないかと考えている。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番と3番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号2番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、1種農地の要件である農地法第4条第6項第1号ロ、農地法施行令第5条第1号に該当し、2種農地の要件である農地法第4条第6項第1号ロ(2)、3種農地の要件である農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当しないため、不許可相当の意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号1番、3番については、総合意見として許可相当とし、整理番号2番については、総合意見として不許可相当と意見を付すことに決定する。

議 案 第 4 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数9件、筆数18筆、面積4218.96㎡についての申請があった。整理番号1番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1筆、244㎡の申請である。譲受人は現在祖母の家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、西側道路側溝へ放流する計画である。整理番号2番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、248㎡の申請である。譲受人は現在妻の実家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、東側道路側溝へ放流する計画である。整理番号3番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1筆、104㎡の申請である。譲受人は現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け宅地と一体で住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、南側道路側溝へ放流する計画である。整理番号4番については、砂利採取洗浄施設敷地拡張のため所有権移転、9筆、2,353.96㎡の申請である。これは平成30年6月26日開催の第412回総会で事業計画の変更について審議され、委員会で承認

相当との意見を付し、翌年令和元年7月19日に埼玉県農林部農業政策課から計画変更承認処分された案件について、計画変更承認後の農地転用許可の申請となる。

譲受人は昭和49年9月に設立し、建設業や砂利、砂などの土木建築用原材料の生産、加工販売を主な業務としている。現在、申請地の隣地を砂利採取場として使用しているものの、取扱材料の増加に伴い手狭になっているため、適地を探していたところ申請地が見つかったため売買にて取得し、非農地地目と一体で駐車場、脱水土置場、資材置場、原料置場として敷地の拡張をしたいとの申請である。農地区分については第1種農地に該当すると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存施設敷地面積の2分の1を超えないため不許可の例外に該当すると考えられる。整理番号5番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、236㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し宅地と一体で住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、南側道路側溝へ放流する計画である。整理番号6番については、資材置場に使用のため所有権移転、1筆、643㎡の申請である。譲受人は平成29年3月から土木建設業を営んでいる。現在まで申請人の兄が所有する土地を借りて資材置場にしていたが、都合により返却せざるを得なかったため、代替地を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号7番については、住宅敷地拡張のため所有権移転、1筆、15㎡の申請である。譲受人は現在、申請地の隣地にて暮らしているが、今回自宅敷地の一部が農地であることが発覚するまで申請地が違反状態にあることを知らなかった。申請地は申請人の自宅の敷地内にあり、農地に是正してからの申請となると生活に支障を来してしまうことから、現況のまま許可を取りたいとの追認の申請である。売買価格は贈与

のため掛からないとのことである。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号8番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、241㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、南側道路側溝へ放流する計画である。整理番号9番については、住宅新築のため使用貸借権設定、2筆、134㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け雑種地・宅地と一体で住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。以上のことから、整理番号1番から9番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告を行う。11月19日に現地を調査してきた。点在する4箇所を確認し、随時説明を受けてきた。駐車場としての転用は、10tダンプ以外にトレーラーも増加しており、既存の駐車場ではダンプの通行に支障が生じており、事故を誘発する恐れがある。敷地内の従業員用の駐車場を今回の申請地に移動して、ダンプ等の接触事故を防止したいとのことであった。脱水土置場としての転用は、脱水土は原石採取跡地の埋め戻し材料として使うようであるが、採取中は埋め戻しが不可能なため、一時的に置き場に保管する。既存の隣地に設けて、効率化を図り、環境等にも配慮していきたいとのことであった。資材置場としての転用

は、既存地の隣地に設けて搬入搬出が容易になるようにする。事務所近くになるため、管理もしやすくなる。事故防止のためにも、資材を管理し、周りの環境に配慮しながら地域貢献ができるように作業を行うとのことであった。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

委員から「整理番号4番の案内図で、申請地が道路にかぶっているような場所があるが、それは問題ないのか。」との発言があった。

事務局は、「道路がクランクになっていて是正の見直しがあり、直線になるようなので問題はない。」との説明を行った。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から9番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号4番については、「雨水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とし、整理番号4番については条件を付すことに決定する。

議 案 第 5 号

農業振興地域整備計画の変更について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要の説明を求めた。

事務局は「議案第5号における市農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により『農業振興地域整備計画の策定や変更を行うときは農業委員会の意見を聞くものとする』と規定されている。川越市では、毎年3月末と9月末を締切りとして年2回申出を受付けており、各申出につい

てそれぞれ5月と11月の総会において、農業委員会の意見を付している。なお、整理番号1番については、農地法上においては許可不要案件となっている。」との説明を行った。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「整理番号1番は、53筆、22,653.72㎡、目的は公用公共施設である。申出の理由は、事業計画者は、市内及び市外を管轄区域とする消防組合である。本部は市内にあるが、設置から40年以上経過し、建物は老朽化して現在の耐震基準を満たしていないうえ、人員が増加し、執務空間が狭くなっている。加えて、今日の消防署には、火事や救急のほか、地震、水害、危険物質によるテロ災害等への対応も要請されているところだが、現本部の訓練場には必要な設備が備わっていないため、訓練の実施が困難になっている。そこで、現本部を移転して必要な設備を整え、大きく建て替えることとし、条件として、人口密度が高く伝統的な建造物の多い市街地区域の消防能力を維持できることや、幹線道路の沿線付近で緊急車両の迅速な出動を確保できることなどを挙げ、候補地の選定を行った。その結果、本件の申出地について、行政上の手続きを通過し、地元説明会などで土地所有者からも同意を得られたことから、今回の申出となったものである。本事業計画に際し、隣接地の土地所有者から異議がない旨、同意をもらっている。土地利用については、4階建消防組合庁舎、車庫棟、訓練棟、訓練場及び駐車場である。汚水の排水については、公共下水道に接続する。雨水は、雨水貯留施設に貯留後、都市下水路へ放流する。安全管理は、北側、東側及び南側の農地に隣接する面に、L型擁壁を設置して土留する計画である。車両出入口は北側及び西側に設け、他に歩行者出入口も設ける予定である。照明は農地側へ光が拡散しないよう遮光する。整理番号2番は、1筆、392㎡、目的は資材置場である。申出の理由は、事業計画者は、平成6年に開業し、住宅建築業を営む法人である。同法人は、近年、施工案件が増大し事業拡大しているが、それに伴い、住宅建築用の足場や玉石などの建築資材等

の保存場所に困る事態となった。そこで、事務所の近隣で、現場への輸送効率がよい国道の沿道であり、かつ、住宅密集地でない場所に資材置場を設置できないか検討していたところ、申出地の土地所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。本事業計画に際し、隣接地の土地所有者から異議がない旨、同意をもらっている。土地利用については、資材置場及び駐車場2台分である。汚水の排水はない。雨水は、地盤浸透を行う。安全管理は、周囲を柵で囲む計画である。出入口は北側1箇所のみである。新たな照明は設置しない。整理番号3番は、1筆、779㎡、目的は駐車場の敷地拡張である。申出の理由は、事業計画者は、昭和44年に設立され、現在は市内で、主に貨物自動車の運送業を営む法人である。昨今、運送業は、ネット通販の拡大などにより業務量が増加している一方、人手不足やドライバーの過労などが社会問題になっている。このため、対面でのドライバーの点呼や車両の整備・点検などが法令で義務付けられ、違反した場合は関東運輸局から業務停止などの処分が下されることもある。このたび、同社では、業務量の増加のほか、ガソリンの高騰のため自家用給油施設を設置したことなどから、駐車場を拡張する必要が生じた。そこで、法令どおり対面で点呼や車両管理ができるよう、事務所に隣接した場所で、かつ、国道へ出入りしやすいところに、駐車場を設置できないか検討していたところ、申出地の土地所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。本事業計画に際し、隣接地の土地所有者から異議がない旨、同意をもらっている。土地利用については、駐車場で4tトラック10台、従業員通勤車両14台である。汚水の排水はない。雨水は、地盤浸透を行う。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画である。出入口を南側に設け、別に北側の既存敷地に接続させる。新たな照明は設置しない。整理番号4番は、3筆、1,789㎡、目的は社会福祉施設である。申出の理由は、事業計画者は、市内で、平成19年に障害者福祉サービス事業所を設立し運営してきた特定非営利活動法人である。同法人は、障害者福祉の中でも、市内で事業所の不足しているサービ

スを行っており、利用者やその家族の要望を受け、新しい事業所を必要としている。そこで、条件として、現在の利用者へのサービス継続のため既存の事業所に近いこと、大きな道路に面しており水道やガスなどが整備されていること等を挙げ、候補地を検討していたところ、申出地の土地所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。本事業計画に際し、隣接地の土地所有者から異議がない旨、同意をもらっている。土地利用については、2階建福祉施設、屋外作業場及び駐車場13台分である。汚水の排水については、合併浄化槽処理の後、水路に放流する。雨水は、敷地内浸透処理、浸透トレンチを設置する。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画である。出入口は東側1箇所のみである。照明は農地側へ光が拡散しないように遮光する。整理番号5番は、2筆、321.45㎡、目的は診療所である。申出の理由は、事業計画者は、平成22年、市内に診療所を開院し、診療を行っている医師である。同診療所は週末及び夜間専門であり、土、日の週末や休日は外来が非常に混雑し、診療所施設や駐車場が手狭になっている。そこで、現在の患者の通院継続が可能な範囲で、国道からの救急搬送がしやすく、関係業務の多い川越警察署からも近い場所に、同診療所の規模を拡大して移転させるべく検討していたところ、申出地の土地所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。本事業計画に際し、隣接地の土地所有者から異議がない旨、同意をもらっている。土地利用については、2階建診療所施設及び駐車場42台分である。汚水の排水については、公共下水道に接続する。雨水は、敷地内浸透処理、浸透トレンチを設置する。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画である。出入口は北側3箇所に設け、別に南側に患者用駐車場を設置して接続させる。照明は農地側へ光が拡散しないように遮光する。整理番号6番は、1筆、766㎡、目的は駐車場である。申出の理由は、事業計画者は、市外に本部を置き、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人である。同保育園では、職員の通勤用のため、近隣に駐車場を借りていたが、土地所有者から契約解除の申入れを受けて返還

したことから、現在は、他の駐車場が見つかるまでの間、近隣のゴルフ練習場の駐車場を一時的に借りている。このため、同保育園の近隣で、交通量の多い市道を横切らずに済む場所に、駐車場用地を検討していたところ、申出地の土地所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。本事業計画に際し、隣接地の土地所有者から異議がない旨、同意をもらっている。土地利用については、駐車場26台分である。汚水の排水はない。雨水は、敷地内浸透処理、浸透トレンチを設置する。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画である。出入口は東側及び南側の2箇所に分ける。新たな照明は設置しない。整理番号7番は、1筆、418㎡、目的は分家住宅である。申出の理由は、事業計画者は、土地所有者の二男である。市内にアパートを借りて住んでいるが、両親が高齢になり、将来の介護等への備えが必要であることや、今後、農業を手伝うためには、耕作地のそばに住み、農業者である両親と密なコミュニケーションを取る必要があることから、両親と住宅の建築場所について相談していたところ、父の所有地である申出地について同意を得られたため、今回の申出となったものである。なお、両親及び事業計画者には、市街化区域や農地以外の土地等、他に住宅建築ができる土地はないことを確認している。また、申出地に隣接する土地は全て事業計画者の父の所有地であり、異議がない旨の同意をもらっている。土地利用については、平屋建て専用住宅及び駐車場3台分である。汚水については、合併浄化槽処理の後、側溝に放流する。雨水は、浸透枡を設置する。安全管理は、南側及び東側にコンクリートブロックを設置する。出入は北側及び西側から行う。新たな照明は設置しない。続いて、農業用施設用地に変更しようとする土地及びその理由について説明する。整理番号1番は、1筆、199㎡、目的は農業用倉庫である。申出の理由は、事業計画者は、市内池辺の農業者であった父から営農を引き継いだ農業者である。本人は市外に住み、亡くなった父の住居にある農業用倉庫から農機や肥料などを耕作地まで移動させて農作業をしているが、その倉庫が老朽化し、建替えが必要となっている。耕作

地の近くで、幅員の広い道路に面しており、希望する大きさの農業用倉庫を新しく建てられる土地を検討したところ、所有地のうち申出地が条件に合っていたため、今回の申出となったものである。本事業計画に際し、隣接地の土地所有者から異議がない旨、同意をもらっている。土地利用については、農業用倉庫及び駐車場1台分である。汚水の排水についてはない。雨水は、地盤面浸透をする計画である。安全管理は、周囲をコンクリートブロックで囲む計画で、出入口は東側1箇所のみである。新たな照明は設置しない。」との説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「はじめに整理番号4番について、調査報告を行う。特定非営利活動法人としての申請だが、人家が近くにあると万が一間違いがあっては困るため、なるべく人里離れた場所を探しており、今回の申請地が見つかったとのことである。申請地は周りに人家がほとんどなく適地であるという。以上のことから地元委員としてはやむを得ないと判断する。続いて整理番号5番について、調査報告を行う。救急クリニックの申請である。市内に9年前に設立したクリニックがあり、夜間も土日もやっており、駐車場が少なく道路に置くと近隣に迷惑なため、駐車場に困っているとのことであった。クリニックが大きな駐車場を持ち、繁栄されることは地元委員としては賛成であるため、審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番については、「農地法上は許可不要のため、特に意見はない」、整理番号4番と5番については「雨水や排水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと」、それ以外については「やむを得ない」と意見し、農業用施設用地に変更しようとする土地、整理番号1番については、「認める」と意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり意見を付すことに決定する。

14. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第429回
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

15. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和元年12月3日

議長 石川 秀夫 印

委員 関根 誠 印

委員 長岡 清 印

委員 須賀 庄次郎 印
